土壌汚染対策法・埼玉県生活環境保全条例に基づく届出について

３，０００㎡以上の土地の形質変更や改変を行う場合、次の２種類の届出が必要です。ただし、有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等については、９００㎡以上の土地の形質変更を行う場合、①の届出が必要です。

	①　土壌汚染対策法	②　埼玉県生活環境保全条例
根拠	法第4条第1項	条例第80条第1項
届出日	形質変更着手日の30日前まで	改変着手日よりも前（法第4条第1項の届出をする場合は、同時に提出すること。）
面積の考え方	土地の形質の変更の部分（切土、掘削及び盛土）の面積（盛土のみを行う場合は届出不要）	土地の改変（切土、掘削及び盛土）を行う部分の面積（盛土のみを行う場合でも届出が必要）
届出不要条件	１　次のいずれにも該当しない行為 （１）土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。 （２）土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。 （３）土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。 ２　農業・林業・鉱業に関係する行為 ３　非常災害のための応急措置として行う行為	耕作又は主として家畜の放牧若しくは養畜の業務のために採草等の農用地に係る行為 （農地転用に伴う改変は除外されません。）
届出様式	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 （土壌汚染対策法　様式第六）	特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書 （生活環境保全条例　様式第３２号）
添付書類	１　案内図 ２　形質変更をしようとする場所を明らかにした図面 （１）切土及び盛土の別がわかる平面図 （２）切土及び盛土の別がわかる断面図 ３　当該地の登記事項全部証明書及び公図（条例第80条第1項対象の場合は省略可） ４　届出者と別に土地所有者が存在する場合は、当該土地の登記事項証明書その他の当該土地所有者の所在がわかる書面	１　案内図 ２　当該地の過去の土地利用状況等を調査した資料 （１）航空写真（現在及び過去の両方） （２）地歴調査（所有者等からの聴取資料等） ３　当該地の登記事項全部証明書及び公図 ４　土地の改変計画図（現状及び変更後の図面）

相談窓口
熊谷市　環境部　環境政策課　公害対策係（熊谷市役所 江南庁舎２Ｆ）
住所：熊谷市江南中央１－１
TEL：０４８－５３６－１５４８　　FAX：０４８－５３６－２００９
ﾒｰﾙ：kankyoseisaku@city.kumagaya.lg.jp

3,000㎡以上の土地改変に伴う手続きについて(例)

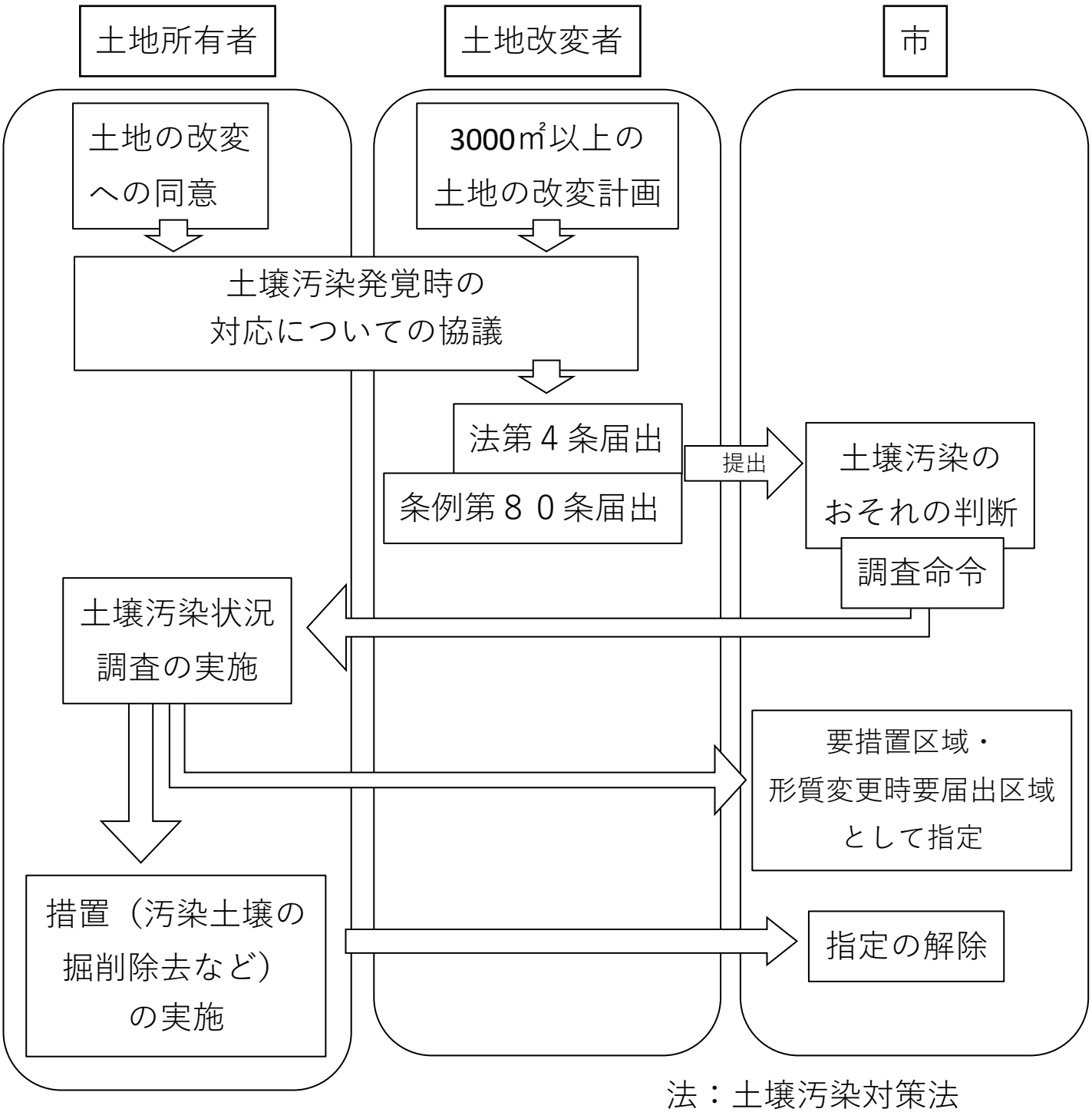

法：土壌汚染対策法

条例：埼玉県生活環境保全条例

※上記フローはあくまでも一例です。個々の事例により対応は異なるため、早めのご相談をお願いしています。